

10 健康福祉

1 介護保険事業計画・高齢者福祉計画

平成 30 年度からの第 7 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画では、国の基本指針として「高齢者の自立支援」「介護予防」「重度化防止の推進」「介護を行う家族への支援」等が示されたことから、本市としてもその視点を踏まえた計画としました。

その上で、第 7 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画は、第 6 期計画が、団塊の世代が全て後期高齢者（75 歳以上）となる 2025 年を見据えた視点に立ち、策定された計画であることから、第 6 期計画で進めてきた「地域包括ケアシステム・松本モデル」の構築の更なる推進を図るとともに、今までの取組みのほか、介護予防・生活支援サービスの充実と、その支え手の養成や高齢者が生きがいを持って暮らせる生活環境の整備及び社会参加の促進等に取り組んでまいります。

(1) 計画の基本方針

- ア 介護予防・重度化防止の推進
- イ 生きがいづくり・社会参加の推進
- ウ 地域包括ケア（体制）の推進
- エ 介護者支援の推進
- オ 高齢者が住みよいまちづくりの推進
- カ 介護保険サービス及び給付の量
- キ 介護保険サービスの信頼性の確立
- ク 計画推進体制の整備
- ケ 円滑で安定的な制度運営

(2) 介護サービス事業量の見込み

介護保険事業の推進に当たり、高齢者人口や要支援・要介護認定者数の推計、過去の給付実績、高齢者等実態調査の結果などを踏まえ、平成 30 年度から平成 32 年度までの介護サービス事業量を見込みました。この数値を元に、民間事業者による各種介護サービスの提供を誘導するとともに、必要な事業費を確保するため、介護保険料の設定などを行いました。

ア 介護サービス事業量の見込み

項目	単位	30 年度	31 年度	32 年度
		計画値	計画値	計画値
居宅サービス				
訪問介護	(回/年)	839,400	858,745	876,560
訪問入浴介護	(回/年)	8,990	8,921	8,844
訪問看護	(回/年)	92,017	92,407	92,564
訪問リハビリテーション	(回/年)	71,540	70,909	69,826
居宅療養管理指導	(人/年)	11,136	11,772	11,856
通所介護	(回/年)	306,752	316,524	325,590
通所リハビリテーション	(回/年)	75,394	76,621	77,669

項目	単位	30年度	31年度	32年度
		計画値	計画値	計画値
居宅サービス				
短期入所生活介護	(日/年)	70,732	75,358	78,214
短期入所療養介護(老健)	(日/年)	9,169	9,374	9,478
短期入所療養介護(病院等)	(日/年)	1,348	1,418	1,511
福祉用具貸与	(人/年)	50,268	51,684	53,988
特定福祉用具購入	(人/年)	528	552	564
住宅改修	(人/年)	336	360	408
特定施設入居者生活介護	(人/年)	6,564	6,696	6,708
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	144	168	192
夜間対応型訪問介護	(人/年)	0	0	0
認知症対応型通所介護	(回/年)	15,434	16,530	17,324
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	1,044	1,092	1,140
認知症対応型共同生活介護	(人/年)	3,636	3,876	3,876
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/年)	1,368	1,380	1,824
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/年)	1,044	1,044	1,392
看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	0	0	0
地域密着型通所介護	(回/年)	114,281	115,186	116,557
施設サービス				
介護老人福祉施設	(人/年)	10,968	11,004	11,004
介護老人保健施設	(人/年)	7,896	7,896	7,896
介護療養型医療施設	(人/年)	1,380	1,380	1,380
居宅介護支援	(人/年)	66,924	66,768	66,036

イ 介護予防サービス事業量の見込み

項目	単位	30年度	31年度	32年度
		計画値	計画値	計画値
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	(回/年)	118	118	176
介護予防訪問看護	(回/年)	10,170	11,054	12,053
介護予防訪問リハビリテーション	(回/年)	18,816	20,034	21,086
介護予防居宅療養管理指導	(人/年)	528	600	684
介護予防通所リハビリテーション	(人/年)	4,920	5,520	6,132
介護予防短期入所生活介護	(日/年)	1,442	1,618	1,807
介護予防短期入所療養介護(老健)	(日/年)	173	173	259
介護予防短期入所療養介護(病院等)	(日/年)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	(人/年)	20,928	21,984	23,076
特定介護予防福祉用具購入	(人/年)	408	456	480
介護予防住宅改修	(人/年)	408	444	480
介護予防特定施設入居者生活介護	(人/年)	492	480	480

項目	単位	30年度	31年度	32年度
		計画値	計画値	計画値
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	(回/年)	288	299	310
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/年)	24	24	24
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人/年)	12	12	12
介護予防支援	(人/年)	20,904	21,924	22,968

(3) 施設整備計画

ア 老人福祉施設等の整備状況及び計画

区分		介護保険実施前 整備状況		第6期末現在の整備実績 (実績ベース短期入所を除く)			第7期 計画
		施設数	定員 (人)	施設数	整備数 (定員)	定員 (人)	整備数 (定員)
特別養護	広域圏	13	1,020	24	830	1,850	96
老人ホーム	うち松本市	5	367	9	352	719	20
介護老人	広域圏	10	838	19	562	1,400	0
保健施設	うち松本市	3	250	9	440	690	0

イ 地域密着型サービスの整備状況及び計画

(単位：施設)

区分	29年度までの 整備状況	第7期 (H30～32)					
		H30		H31		H32	
		整備箇所数	計	整備箇所数	計	整備箇所数	計
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	0	2	0	2	0	2
認知症対応型通所介護	11	0	11	0	11	0	11
認知症対応型共同生活介護	20	1	21	0	21	1	22
小規模多機能型居宅介護	6	0	6	0	6	0	6
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	5	0	5	1	6	0	6
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	0	3	1	4	1	5

ウ 整備実績 (第6期計画)

年度	区分	設置主体	名称	定員	設置圏域
27	認知症対応型共同生活介護	エフビー介護サービス㈱	グループホーム岡田松岡	18名	北部
28	定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護	㈱みらいさい福祉会	愛光苑松本サポートセンター	20名	北部
28	地域密着型 特定施設入居者生活介護	(医)抱生会	地域密着型特定施設 まるのうちラクシア	29名	河西部
28	地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護	(福)松本ハイランド	地域密着型介護老人福祉施設 ゆめの里今井	29名	南西部

29	地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護	(福)北アルプスの風	地域密着型介護老人福祉施 リーベおにおわ	29名	河西部
----	--------------------------	------------	-------------------------	-----	-----

2 介護保険事業

(1) 被保険者数及び要介護（要支援）認定者数（計画値）

区 分	30年度	31年度	32年度
第1号被保険者数(65歳以上)	66,022人	66,257人	66,486人
第1号認定者数	12,364人	12,402人	12,422人
第1号被保険者数に対する割合	18.7%	18.7%	18.7%

(2) 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料

第5期(平成24年度～平成26年度)			第6期(平成27年度～平成29年度)			第7期(平成30年度～平成32年度)		
段階	料率	年額	段階	料率	年額	段階	料率	年額
第1段階	0.50	32,630円	第1段階	0.45	30,740円	第1段階	0.45	31,800円
第2段階	0.50	32,630円						
第3段階	0.70	45,680円	第2段階	0.70	47,830円	第2段階	0.70	49,470円
第4段階	0.75	48,950円	第3段階	0.75	51,240円	第3段階	0.75	53,010円
第5段階	0.90	58,740円	第4段階	0.90	61,490円	第4段階	0.90	63,610円
第6段階	1.00	65,270円	第5段階	1.00	68,330円	第5段階	1.00	70,680円
第7段階	1.15	75,060円	第6段階	1.15	78,570円	第6段階	1.15	81,280円
第8段階	1.25	81,580円	第7段階	1.25	85,410円	第7段階	1.25	88,350円
第9段階	1.40	91,370円	第8段階	1.45	99,070円	第8段階	1.45	102,480円
第10段階	1.50	97,900円	第9段階	1.60	109,320円	第9段階	1.60	113,080円
第11段階	1.75	114,220円	第10段階	1.80	122,990円	第10段階	1.80	127,220円
第12段階	1.85	120,740円	第11段階	1.90	129,820円	第11段階	1.90	134,290円

(3) 標準給付費見込額

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	計画額	計画額	計画値
総給付費 (介護給付費＋予防給付費)	千円 19,020,895	千円 19,589,726	千円 20,199,528
高額介護サービス費等給付額	397,614	403,976	410,440
高額医療合算介護サービス費等給付額	50,248	51,052	51,869
特定入所者介護サービス費等給付額	582,756	600,239	616,445
算定対象審査支払手数料	20,364	20,689	21,020
合計	20,071,877	20,665,682	21,299,302

(4) 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、①保健師等、②社会福祉士、③主任介護支援専門員の3専門職を置き、質の高いサービスの提供を行っています。

名 称	設置主体	担 当 地 区	住 所
松本市中央地域 包括支援センター	松本市	第1、第2、東部、中央、 白板	丸の内3-7（松本市役所内）
松本市北部地域 包括支援センター		岡田、本郷、四賀	岡田下岡田39-2
松本市東部地域 包括支援センター		第3、入山辺、里山辺	里山辺910-1（うつくしの里内）
松本市中央北地域 包括支援センター		城北、城東、安原	元町3-7-1（ふくふくらいず内）
松本市中央南地域 包括支援センター		庄内、中山	筑摩2-31-1-1
松本市中央西地域 包括支援センター		田川、鎌田	巾上9-23
松本市南東部地域 包括支援センター		寿、寿台、内田、松原	寿中2-20-1（真寿園内）
松本市南部地域 包括支援センター		松南、芳川	双葉4-16（総合社会福祉センター内）
松本市南西部地域 包括支援センター		笹賀、神林、今井	今井4820-1（やまびこの里内）
松本市河西部地域 包括支援センター		島内、島立	島内4970-1（島内公民館内）
松本市河西部西地域 包括支援センター		新村、和田、梓川	和田4693-1
松本市西部地域 包括支援センター		安曇、奈川、波田	波田6908-1（波田保健福祉センター内）
<p>《主な業務内容》</p> <p>① 総合相談支援 高齢者の相談を総合的に受けるとともに、訪問して実態を把握し必要なサービスにつなぎます。</p> <p>② 権利擁護 高齢者虐待の防止などの権利擁護に取り組みます。</p> <p>③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援します。</p> <p>④ 介護予防ケアマネジメント 介護予防事業が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行います。</p> <p>⑤ 地域包括ケアシステムの構築 高齢者も、障害者も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、医療や介護、生活支援等のサービスが包括的に提供される体制の構築を支援します。</p> <p>⑥ 認知症施策の推進 国の新オレンジプランに基づき、必要な施策を行います。</p>			

⑦ 生活支援体制整備 高齢者の生活支援等サービスの体制を構築します。
⑧ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 65歳以上の人を対象にした介護予防事業で、自立した生活が送れるよう支援します。

3 高齢者福祉事業

本市の65歳以上の高齢者人口は、65,995人で人口比27.6%です。（平成30年4月1日現在）

(1) 高齢者援護事業（施設入所）

区分	事業名	事業の概要	内容	予算額
市	老人福祉施設への入所	おおむね65歳以上の自宅での養護が困難な方を受け入れています。	養護老人ホーム 188人	千円 371,570

(2) 高齢者の交通手段の確保

区分	事業名	事業の概要	内容	予算額
市	福祉100円バス助成事業	高齢者等の日常生活利便の向上、生きがい、健康づくりに向けた交通手段の確保、公共施設及び公共交通機関の利用促進を図るものです。	100円で市内のバス路線（観光路線除く）及び上高地線電車乗車可能（新島々以西のバス路線は、安曇、奈川地区の方のみ対象）	千円 66,430

(3) 高齢者の生きがい対策

区分	事業名	事業の概要	内容	予算額
国県市	高齢者クラブ育成事業	単位高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会の活動に対する助成（30人未満クラブは市単独補助）をします。	29年度の状況 160クラブ 7,362人	千円 5,890
国県市	高齢者社会奉仕団活動助成事業	高齢者クラブ連合会の社会奉仕活動の促進を図ります。	消耗品費（友愛訪問配布用洗剤代）等	千円 50
市	高齢者就業機会確保事業（社団法人松本地域シルバー人材センター）	高齢者が培ってきた経験や技術、技能を生かし、補助的、短期的就業を通じて生きがいの充実や健康の増進を図ります。	S58.6.1 事業開始 H 3.9.1 波田町との広域化 H12.7.1 山形村の加入 H30.3.31 現在の会員数 1,547人	千円 18,900
市	高齢者学習事業（松本市プラチナ大学）	高齢者が集会及び教養の向上・レクリエーション・趣味の活用等自ら学習・実習を通じて生きがいを高めるとともに仲間づくりを図る目的で行います。	H29年度入学者 93人 全 31講座	
市	敬老の日行事	敬老の日を中心に行う敬老行事に助成及び記念品等の贈呈をします。 最高齢者顕彰事業に係る記念メダルの贈呈をします。	地区行事費補助 75歳以上 1人 1,000円 祝金 100歳以上 1人 25,000円 99歳 1人 13,000円 88歳 1人 12,000円 国、県、市最高齢者にメダルの贈呈	千円 65,250

区分	事業名	事業の概要	内容	予算額
市	高齢者福祉入浴事業	市内の公衆浴場と松香寮、松茸山荘を低料金で利用できる制度として、入浴を通じて高齢者の健康増進と交流促進を図るものです。	平成 29 年度 1 人 1 回 100 円 年間 30 枚 延利用枚数 114,599 枚 月平均 9,550 枚	千円 35,590
市	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	概ね 60 歳以上の家庭に閉じこもりがちな高齢者等に教室、講座、体育祭等の事業を通して生きがいと健康づくりを図るものです。	老人集いの家、町会公民館等の施設を利用し、スポーツ・レクリエーション活動、趣味・創作活動、教養講座等を実施	千円 1,720

(4) 在宅介護 24 時間あんしん支援事業

区分	事業名	事業の概要	内容	予算額
市	緊急ショートステイ事業	介護者の急病など緊急時に、養護老人ホームの短期入所により要介護者を受け入れます。	期間：概ね 1 週間以内 利用料：1 日 1,450 円 (食事代は別)	千円 210
市	介護 110 番事業	介護相談の専門電話です。 (休日・夜間は、留守番電話対応)	TEL：39-1165(サキユイイロウゴ)	千円 50
県市	ナイトケア利用料金助成事業	デイサービスセンター利用者が、施設の実施するナイトケア(夜間預かり)を利用した場合に、その経費の一部を助成します。	助成額：経費の 7 割を助成 (7,000 円を上限) 助成回数：年 12 回 (月 3 回を限度)	千円 4,800
市	生活管理指導短期宿泊事業	身体的理由等により、在宅での生活が困難な高齢者を短期間養護老人ホームにお預かりします。	期間：概ね 2 週間以内 利用料：1 日当たり 400 円 (食事代は別)	千円 7,030
県市	高齢者住宅等整備事業	在宅高齢者の自立支援、介護負担の軽減を図るための住宅改修に対し補助をします。	対象者：所得税非課税の在宅要援護高齢者世帯 補助対象額：70 万円 自己負担：補助対象額の 1 割 改修内容：手すりの設置、段差の解消、トイレの改修等	千円 7,560
市	高齢者訪問理美容料金助成事業	理美容院での理美容が困難な在宅の要介護高齢者に対し、訪問理美容料金の一部を助成します。	1 枚 1,000 円の助成券を交付します。(年間 18 枚上限)	千円 1,350
市	移送サービス事業	要介護 3・4・5 と認定され、通常の車両への乗車が困難な住民税非課税の方に対し寝台タクシー利用料金の一部を助成します。	寝台タクシー料金の 1/2 (4,000 円上限)を助成する券を年 6 枚発行します。	千円 190

(5) 要援護高齢者に対する事業

区分	事業名	事業の概要	内容	予算額
市	軽度生活援助事業	在宅のひとり暮らし等の高齢者に対し、無料で援助員を派遣します。	回数：1 ヶ月に 1 回 1 時間 内容：家周りの手入れ等	千円 2,000

国縣市	介護保険利用者負担軽減事業	生活保護受給者及び低所得者のうち市民税非課税世帯に属し、その他の要件を満たすサービス利用者に対して、利用料金負担を軽減します。	減免率：1/2、1/4、100/100 対象サービス 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、介護老人福祉施設 他	千円 補助 4,220 市単 12,130
市	緊急通報装置設置事業	ひとり暮らしの高齢者や、重度障害者等の緊急時の安全確保のため、緊急通報装置からの発信により、急病や災害の救助活動を迅速化し、適切な対応を図るよう、当該世帯に通報装置を設置しています。	29年度の状況 設置数 459 世帯	千円 9,440
国縣市	訪問給食サービス	65歳以上の高齢者及び障害者等に対し、訪問により給食サービスを提供し、安否確認、健康管理に寄与します。	週 2～6 回昼食を配食	千円 23,360
市	救急医療情報キット支給事業	救急時に必要な個人情報（既往歴や健康保険証の写し等）を専用容器に入れて冷蔵庫内で保管し、救急時にかけた救急隊員がこれを活用して的確・迅速な救急対応につなげるものです。	支給対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者、要介護 1 以上の方がいる高齢者のみの世帯の方、災害時等要援護者制度の登録者等	
国縣市	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を必要とする身寄りのない高齢者等に対して、同制度利用の支援を行います。	申立人がいない場合に市長が審判申立てを行い、申立費用及び生活保護受給者等の後見人に支払う報酬に対し助成を行う。	千円 620
市	高齢者安否確認協力事業	市と協定を結んだ事業者が、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯へ配達等をした際、異変に気付いた場合は市へ通報し、市が安否確認を行います。	協力事業者 ・新聞販売店 23 事業所 ・弁当宅配店 1 事業所 ・乳製品販売業者 1 事業所 ・コンビニエンスストア 1 事業所 (53 店舗)	
市	認知症施策推進事業	認知症とその疑いのある方とその家族に対して、必要な支援を行います。	・認知症思いやりパスブックの配布 ・思いやりあんしんカテの登録 ・認知症初期支援チームの設置 ・認知症思いやり相談の開催	千円 2,100

(6) 家庭介護支援事業

区分	事業名	事業の概要	内容	予算額
国縣市	家庭介護用品支給事業	介護用品（紙おむつ、尿取りパット等）を支給し、介護している家族の経済的負担等の軽減を図ります。	対象者：在宅の要介護 4・5 と認定された市民税非課税世帯の方 助成額：年額 50,000 円以内	千円 10,160

国縣市	徘徊高齢者家族支援サービス事業	認知症状のある高齢者が徘徊し行方不明になった場合、早期に発見できるシステムを活用して、居場所を家族に伝え、事故防止を図り、介護家族を支援します。	対象者：在宅の徘徊の恐れのある高齢者を介護している介護者 利用料：1ヵ月 500円 (住民税非課税世帯 150円)	千円 700
-----	-----------------	--	---	-----------

4 老人福祉施設等

(1) 養護老人ホーム

種別	施設名	所在地	定員	松本市入所者	設置主体
養護老人ホーム	松風園	松本市大字入山辺 1509-1	100	92	松本市
〃	温心寮	松本市波田 6857	100	49	松塩安筑老人福祉施設組合 (3市5村)

(2) 老人福祉センター

高齢者に対し健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供しています。

施設名	所存地	設置年月日	利用状況 (H29実績)	管理費等 (H30予算)	指定管理者
松本市プラチナセンター (南部老人福祉センター)	松本市双葉 4番16号	S58年10月	15,487人	7,320千円	(福)松本市社会福祉協議会

(3) その他の施設

高齢者に対し教養の向上、心身の健康増進及び生きがいと健康づくりのための場を提供し、高齢者福祉の向上を図っています。

種別	施設名	所在地
生きがい増進センター	奈川生きがい増進センターふれあいの家	松本市奈川 1575番地4
老人集会施設	安曇島々老人集いの家	松本市安曇 721番地2
	安曇橋場老人集いの家	松本市安曇 1792番地2
	安曇稲核老人集いの家	松本市安曇 2627番地2
	安曇沢渡老人集いの家	松本市安曇 4162番地1
屋内スポーツ施設	安曇島々屋内ゲートボール場	松本市安曇 1028番地2
	奈川屋内スポーツ施設	松本市奈川 1575番地4

5 市で設置している介護老人保健施設及び通所介護施設

(1) 介護老人保健施設

平成29年4月から指定管理制度委託料方式から利用料金制・独立採算方式へと移行し、特別会計を廃止

施設名	構造・面積	施設内容	指定管理者
松本市城山介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建 延床約4,570㎡ 鉄骨造2階建 延床約1,300㎡ (2階は職員宿舎) 	介護保険施設として、一般入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーションの各サービスを提供。 入所定数 119名 通所定数 25名	(一社) 松本市医師会

(2) 通所介護施設（老人デイサービスセンター）

通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供

施設名	構造・面積	施設内容	指定管理者
松本市島内デイサービスセンター	鉄筋コンクリート造平屋建 延床約416㎡	通所定員 一般 27名	(福) 敬老園
松本市島立デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約537㎡	通所定員 一般 30名 認知症 8名	
松本市田川デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約404㎡	通所定員 一般 30名	
松本市芳川デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約575㎡	通所定員 一般 30名	
松本市東部デイサービスセンター	鉄骨造2階建 延床約435㎡	通所定員 一般 30名	(福)松本市社会福祉協議会
松本市北部デイサービスセンター	鉄筋コンクリート造3階建 延床約671㎡	通所定員 一般 30名 認知症 10名	
松本市四賀デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約539㎡	通所定員 一般 35名	
松本市安曇デイサービスセンター	鉄骨造2階建 延床約505㎡	通所定員 一般 25名	
松本市奈川デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約547㎡	通所定員 一般 25名	
松本市梓川デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約601㎡	通所定員 一般 26名 認知症 9名	
松本市波田デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約697㎡	通所定員 一般 35名	

6 総合社会福祉センター

本市の福祉拠点の役割を担う総合施設として、十分にその機能が果たせるよう管理運営を行っている

ます。

- (1) 設置主体 松本市
- (2) 管理運営 指定管理者制度により、松本市社会福祉協議会と管理運営に関する協定を締結
- (3) 敷地 9,215.63 m²
- (4) 構造・規模 鉄筋コンクリート造5階建、延床面積4,466.9 m²
- (5) 設立 昭和58年10月
- (6) 施設内容
 - ア 心身障害者福祉センター
 - イ 心身障害児通園施設しいのみ学園
 - ウ おもちゃ図書館
 - エ 松本圏域障害者相談支援センターぴあねっと・まつもと
 - オ 南部児童センター
 - カ 松本市プラチナセンター（南部老人福祉センター）
 - キ 南松本訪問看護ステーション
 - ク 南部地域包括支援センター
 - ケ ボランティアセンター
 - コ 松本市社会福祉協議会（総務課、地域福祉課、在宅福祉課、施設障害福祉課）
 - サ 会議室その他
- (7) 設備改修工事

総合社会福祉センターは、昭和58年の開館以来30年以上が経過し、設備改修が必要なため、平成29年度から平成31年度を工期とする大規模設備改修工事（排水・空調等配管の更新、電灯LED化、トイレ洋式化等）を実施しています。

7 生活保護

(1) 扶助別生活保護費の推移

年 度	総額		生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	介護扶助	施設事務費	その他扶助
	保護費	1人当たり月 平均保護費							
	千円	円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18	2,381,988	150,530	703,155	8,748	237,683	1,218,959	84,730	125,823	2,890
19	2,113,551	139,113	674,902	8,546	236,301	1,000,043	71,136	119,717	2,904
20	2,038,187	136,534	675,029	7,171	244,081	920,778	71,061	117,169	2,898
21	2,431,068	139,141	821,877	11,838	301,895	1,109,617	58,182	123,121	4,538
22	2,953,956	140,443	1,003,575	18,438	369,479	1,372,592	67,089	114,874	7,909
23	3,037,109	134,600	1,069,448	21,929	412,429	1,343,035	71,364	110,856	8,048
24	3,149,973	136,528	1,094,249	19,982	440,026	1,404,039	74,955	103,925	12,797
25	3,086,072	135,747	1,037,854	16,484	452,793	1,386,778	83,084	97,228	11,851
26	3,167,031	137,130	1,061,639	15,960	480,547	1,393,508	94,028	107,929	13,420
27	3,288,460	141,470	1,016,200	14,197	492,020	1,541,736	103,315	109,063	11,929
28	3,323,735	143,289	1,024,822	11,062	492,914	1,550,608	124,520	110,672	9,137
29	3,305,805	144,006	982,590	10,173	483,790	1,578,318	120,519	123,034	7,381

(2) 扶助別生活保護人員の推移

年 度	保護実数（各月平均）			保 護 延 人 員						
	世帯	人員	保護率	総数	生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	介護扶助	その他
	世帯	人	%	人	人	人	人	人	人	人
18	1,025	1,319	5.8	43,235	13,686	1,008	12,337	13,028	3,000	176
19	985	1,266	5.6	41,854	13,251	992	12,250	12,323	2,840	198
20	992	1,244	5.8	40,966	13,158	877	12,093	11,869	2,681	288
21	1,146	1,452	6.4	47,479	15,523	1,021	14,261	13,543	2,761	370
22	1,344	1,753	7.3	57,728	18,800	1,510	17,397	16,519	2,970	532
23	1,425	1,880	7.8	62,862	20,261	1,753	19,085	18,139	3,159	465
24	1,474	1,923	8.0	65,995	20,830	1,628	19,956	19,461	3,457	663
25	1,490	1,895	7.9	65,101	20,305	1,382	19,749	19,418	3,607	640
26	1,525	1,925	8.0	66,108	20,676	1,232	20,161	19,589	3,889	561
27	1,572	1,937	8.0	66,498	20,397	1,109	20,186	19,966	4,386	454
28	1,593	1,933	8.0	66,956	20,278	940	20,223	20,113	5,054	348
29	1,601	1,913	8.0	65,819	19,947	796	19,773	19,758	5,232	313

8 障害者福祉事業（健康福祉部関係予算分）

区分	事業名	事業の概要	内 容	30年度予算額 (千円)
国縣市	障害者相談支援事業	松本圏域3市5村による負担金で、専門の相談員を障害者総合相談支援センターに配置し、障害者や家族からの各種相談に応じています。	障害者総合相談支援センター wish（松本市） あるぷ（安曇野市） ボイス（塩尻市）	38,850
県市	自立支援医療（更生医療）給付事業	障害を取り除いたり軽くするための医療費を助成します。	29年度実績 利用者数 220人	308,400
国縣市	補装具交付及び修理	障害を補うための義足、補聴器、車椅子等の交付修理費を助成します。	29年度実績 交付 181件 修理 176件	36,380
国縣市	日常生活用具給付貸付事業	重度の心身障害者に対し、日常生活用具を給付、貸与することにより日常生活の便宜を図ります。	29年度実績 給付件数 1,729件	45,740
国縣市	障害者就労支援事業	就労生活支援ワーカーを配置し、障害者の就労と生活の両面を支援しています。	一般社団法人ぴあねっとへ委託	5,060
国縣市	手話通訳者設置事業	来庁される聴覚障害者の利便や社会参加の促進を図るため、手話通訳者を設置します。	専任手話通訳者 1名配置（通年）	3,240
国縣市	手話通訳者要約筆記奉仕員派遣事業	聴覚障害者が官公庁、病院、学校等に一時的な所用が生じた時に通訳者や要約筆記者を派遣します。	29年度実績 手話通訳者 1,017回 要約筆記奉仕員 216回	5,700

区分	事業名	事業の概要	内容	30年度予算額 (千円)
国縣市	字幕・手話広報作成事業	松本市の広報番組等に字幕、手話を挿入し、聴覚障害者へ提供します。	放映回数年 10 回 DVD 作成 1 本	776
国 県	自立支援医療(精神通院公費負担)給付事業	精神の病気で通院する際にかかった医療費(薬剤費適用)の自己負担のうち 90%を公費負担します。市では申請受付業務をしています。	障害者総合支援法の規定により国・県が 1/2 ずつ負担 受給者 3,915 名	
県 市	心身障害者タイムケア事業	個人、団体の登録介護者が障害者を一時的に預かり、介護者の負担を軽減します。	29 年度実績 利用者数 255 人	8,710
県 市	障害児・者施設訪問看護サービス事業	通所等の施設において、医療的ケアが必要な通所者のため、看護師等を配置した場合に、経費の一部を補助します。	・療育センターらいふ	1,000
県 市	身体障害者住宅整備事業	障害者の日常生活の利便を図るための住宅の整備改修費用を助成します。	浴室、台所、トイレ、洗面所、玄関、階段等の整備改修 5 件	2,520
県 市	心身障害児(者)通所通園等推進事業	県内心身障害者施設に入所している者の帰省、又は面会の際に利用した有料道路通行料補助等をします。	29 年度実績 14 人	210
市	重度心身障害者(児)タクシー利用料金助成事業	歩行困難な重度心身障害者の外出支援策として、一定の要件のもと、タクシー利用券を交付します。	年 24 枚(1 枚 700 円) 対象者：身体障害者(肢体、体幹、視覚、内部障害)知的障害者 人工透析者は年 48 枚	21,300
市	重度心身障害者(児)自動車燃料費助成事業	歩行困難な重度心身障害者の外出支援策として、一定の要件のもと、自動車燃料費を助成します。	1 カ月あたり 1,400 円を限度額として助成 年 16,800 円 対象者：肢体、体幹、視覚、知的、内部各障害者	
市	日中活動の場整備促進事業	民間団体が運営する日中活動の場の借地料等を補助することにより、事業運営の安定化及び整備を促進し、障害者の在宅福祉サービスの向上を図ります。	借地料の 1/2 を助成 上限年 600 千円	320
市	心身障害者扶養共済掛金補助事業	障害者の保護者が加入する年金制度で、低所得世帯が負担する掛金の一部を補助します。	29 年度実績 対象者数 9 人	450
市	福祉自動車貸出事業	心身に障害のある市民の外出を容易にするため、福祉自動車を無料で貸し出します。	松本市社会福祉協議会でリフト付き自動車の貸し出し	400
市	身体障害者補助犬助成事業	盲導犬、介助犬、聴導犬を使用している障害者に、飼育管理費の負担軽減のため助成をします。	29 年度 6 頭	220

区分	事業名	事業の概要	内容	30年度予算額 (千円)
市	福祉理美容料 金助成事業	常時介護を必要とし外出の困難な 1、2級の身体障害者が、訪問理 美容を受ける際の費用を一部助成 します。	年6回以内 1回3,000円 29年度実績 利用者数 19人	210
市	心身障害児・ 者激励行事補 助事業	心身障害児・者と家族、ボランテ ィアの交流を深めるバス旅行で す。	松本市社会福祉協議会が企 画運営	150
市	在宅強度行動 障害者等短期 入所利用支援 事業	強度行動障害者の介護者、家族が まとまった休息をとれることを目 指し、施設の受入体制を支援しま す。	1日3,900円 29年度実績 30日	180

9 障害者（児）の状況

(1) 身体障害者（児）数の推移（各年度末現在）

年度	視覚	内部	聴覚・言語・平衡	上下肢・体幹	合計
27	596 人	3,535 人	813 人	5,814 人	10,758 人
	5.5 %	32.9 %	7.6 %	54.0 %	100.0 %
28	595 人	3,521 人	805 人	5,647 人	10,568 人
	5.6 %	33.3 %	7.6 %	53.5 %	100.0 %
29	596 人	3,569 人	829 人	5,561 人	10,555 人
	5.6 %	33.8 %	7.9 %	52.7 %	100.0 %

(2) 知的障害者（児）数の推移（各年度末現在）

年度	重度 (A1)	中度 (A2・B1)	軽度 (B2)	合計
27	628 人	550 人	696 人	1,874 人
	33.5 %	29.4 %	37.1 %	100.0 %
28	634 人	561 人	753 人	1,948 人
	32.5 %	28.8 %	38.7 %	100.0 %
29	653 人	597 人	787 人	2,037 人
	32.1 %	29.3 %	38.6 %	100.0 %

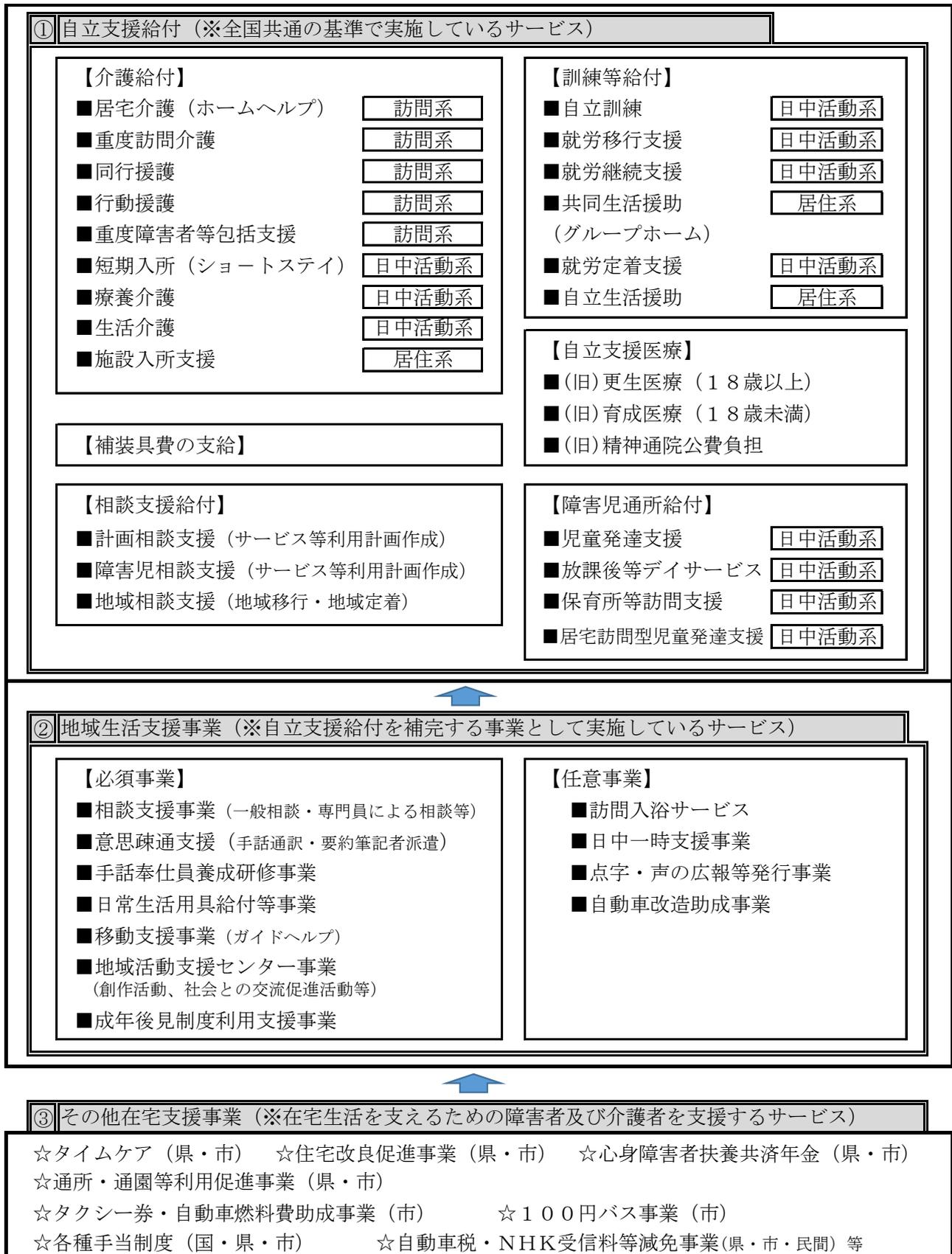
(3) 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（各年度末現在）

年度	1 級	2 級	3 級	合計
27	900 人	1,032 人	129 人	2,061 人
	43.7 %	50.0 %	6.3 %	100.0 %
28	975 人	1,106 人	147 人	2,228 人
	43.8 %	49.6 %	6.6 %	100.0 %
29	1,000 人	1,153 人	152 人	2,305 人
	43.4 %	50.0 %	6.6 %	100.0 %

※(1)～(3)の障害者数は18歳未満の児童を含む

10 障害福祉サービス

(1) 制度の概要



(2) 主なサービスの利用状況（平成 29 年度実績）

サービス形態	サービス種別	延利用者（人）	金額（千円）
介護給付サービス	居宅介護	6,088	369,251
	行動援護	686	50,604
	同行援護	617	18,302
	短期入所	891	77,331
	療養介護	485	125,379
	生活介護	6,027	1,225,946
	施設入所支援	2,724	392,821
訓練等給付サービス	共同生活援助	2,376	364,658
	自立訓練	256	29,474
	就労移行支援	637	109,061
	就労継続支援 A 型	532	68,759
	就労継続支援 B 型	6,541	691,401
相談支援	計画相談支援	4,633	69,056
	地域移行支援	22	736
	地域定着支援	44	157

11 障害者施設

障害者の通所施設として、作業や生活訓練を通して社会参加や自立、生きがいを図るための支援をしています。

種別	施設名	所在地	定員	指定管理者
就労継続支援 B 型施設	松本市希望の家	松本市双葉 4-16	22	(福) 松本市社会福祉協議会
	松本市岡田希望の家	松本市岡田町 480-8	15	
	松本市南ふれあいホーム	松本双葉 4-8	20	
	松本市北ふれあいホーム	松本市沢村 1-14-26	20	
	松本市障がい者就労センター・はた	松本市波田 6908-1 松本市波田保健福祉センター内	40	
地域活動支援センター	松本市心身障害者福祉センター	松本市双葉 4-16 松本市総合福祉センター内	20	

12 医療費助成制度（福祉医療）

区分	実施年月日	要件	29年度実績				備考	
			受給者数	総額 (医療費)	財源内訳			
					県	市		
障害者	県補助	H15.7.1-	<ul style="list-style-type: none"> ・身障1・2級の者 (特別障害者手当準拠) ・身障3級の者 (本人：所得税非課税、扶養義務者等：特別障害者手当準拠) ・療育手帳A1・A2・B1の者 (特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳1級の者の通院 (特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳2級 (自立支援医療指定医療機関通院医療費) (本人：所得税非課税、扶養義務者等：特別障害者手当準拠) 	(人) 7,120	(千円) 515,858	(千円) 257,929	(千円) 257,929	助成の歩み (15年度から) ・自動給付方式 ・所得制限の導入 ・受給者負担金の導入 (17年度から) ・入院時食事療養費標準負担額の1/2の助成 (18年度から) ・所得制限の一部廃止 (21年度から) ・受給者負担金の引き上げ(300円→500円) (22年度から) ・精神障害者保健福祉手帳2級 (自立支援医療指定医療機関通院の助成) (25年度から) ・精神障害者保健福祉手帳2級 通院全体に拡大
	市単独	H18.8.1-	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の障害1・2級の者 (所得制限なし) ・上記以外の療育手帳A1の者 (所得制限なし) ・上記以外の精神障害者保健福祉手帳1級の者の通院 (所得制限なし) ・上記以外の身障3・4級の者 (特別障害者手当準拠) ・上記以外の精神障害者保健福祉手帳2級の者の通院 (特別障害者手当準拠) ・特児1・2級の者 (特別障害者手当準拠) 	2,660	276,735	-	276,735	

※ 20歳以上の実績(20歳未満は、こども福祉課)

13 見舞金支給事業

事業名	実施年月日	要件	支給額	受給者数
特定疾患患者見舞金支給事業	S48.4.1	1. 特定疾患県要綱に基づく受給者証の交付を受けている者または、市要綱に定めた疾患の者 2. 本市に1年以上住所を有する者	年間 12,000円	29年度実績 (人) 1,235

14 手当等の概要

区分 (実施年月)	支給額	支給要件	支給制限	受給者数	
国の制度	特別障害者手当 (S39.9)	月額 26,940 円	20 歳以上であって、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者	所得制限あり 併給制限なし	29 年度実績 (人) 295
	福祉手当 (経過措置) (S61.4)	月額 14,650 円	昭和 61 年 3 月 31 日において 20 歳以上の福祉手当受給者であって、昭和 61 年 4 月 1 日において、障害基礎年金又は特別障害者手当の支給を受けることのできない者	所得制限あり 併給制限あり	2
市の制度	心身障害者福祉手当 (S42.4)	年額 33,000 円	20 歳以上の在宅者 身障 1 級、療育 A1・A2、 精神保健福祉 1、2 級	所得制限あり 特別障害者手当等併給制限あり	3,670
	外国人高齢者特別給付金 (H7.4)	月額 10,000 円	大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた者 永住者又は特別永住者 厚生年金その他の年金を受給していない者	生活保護受給者期間 社会福祉施設入所期間 所得制限有り	4
	高齢者介護手当 (H14.4)	年額 100,000 円	重度の要介護高齢者（65 歳以上の要介護 3～5）を家庭で 180 日以上同居して介護している者	なし	1,613
年額 50,000 円		重度の要介護高齢者が死亡した場合で、家庭で 90 日以上 180 日未満同居して介護していた者（平成 24 年 4 月 1 日から適用）			

15 国民健康保険事業

(1) 概要

- ・事業開始 昭和 29 年 4 月 1 日
- ・被保険者世帯数 32,135 世帯（30 年 3 月 31 日現在）
- ・被保険者数 51,871 人（30 年 3 月 31 日現在）
- ・加入割合 世帯 30.7% 人口 21.7%
- ・一部負担金の割合
 - 義務教育就学前 2 割
 - 義務教育就学後～70 歳未満 3 割
 - 70 歳以上 75 歳未満 3 割（現役並み所得者）
 - 2 割（現役並み所得者以外の S19 年 4 月 2 日以降の誕生日の方）

1 割（現役並み所得者以外の S19 年 4 月 1 日以前の誕生日の方）

・その他の保険給付 出産育児一時金 404,000 円

（産科医療補償制度対象出産の場合は 420,000 円）

葬祭費 50,000 円

結核精神給付金

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2
又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
第 1 条第 3 号に規定する医療を受けたとき

・保険税、料の別 保険税

・普通徴収納期回数 9 回 ・特別徴収納回数 6 回

(2) 保険税賦課状況

区 分			26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
賦課割合	所得割	医療給付費分	66.4%	66.4%	67.7%	67.8%	
		後期高齢者支援金分	67.3%	67.5%	68.6%	68.7%	
		介護給付金分	66.3%	67.2%	67.3%	67.6%	
	均等割	医療給付費分	20.1%	20.0%	19.2%	19.0%	
		後期高齢者支援金分	19.9%	19.7%	19.1%	18.9%	
		介護給付金分	18.3%	17.7%	17.6%	17.4%	
	平等割	医療給付費分	13.5%	13.6%	13.1%	13.2%	
		後期高齢者支援金分	12.8%	12.8%	12.2%	12.4%	
		介護給付金分	15.4%	15.1%	15.1%	15.0%	
税率	所得割	医療給付費分	7.9/100	7.9/100	9.1/100	9.1/100	9.1/100
		後期高齢者支援金分	2.4/100	2.4/100	3.2/100	3.2/100	3.2/100
		介護給付金分	2.5/100	2.5/100	2.6/100	2.6/100	2.6/100
	均等割 (1人当たり)	医療給付費分	17,100 円	17,100 円	18,800 円	18,800 円	18,800 円
		後期高齢者支援金分	5,100 円	5,100 円	6,500 円	6,500 円	6,500 円
		介護給付金分	6,000 円	6,000 円	6,400 円	6,400 円	6,400 円
	平等割 (1世帯当たり)	医療給付費分	21,000 円	21,000 円	22,700 円	22,700 円	22,700 円
		後期高齢者支援金分	6,000 円	6,000 円	7,400 円	7,400 円	7,400 円
		介護給付金分	6,300 円	6,300 円	6,700 円	6,700 円	6,700 円
1世帯 当たり	最 高	医療給付費分	510,000 円	520,000 円	540,000 円	540,000 円	580,000 円
		後期高齢者支援金分	160,000 円	170,000 円	190,000 円	190,000 円	190,000 円
		介護給付金分	140,000 円	160,000 円	160,000 円	160,000 円	160,000 円
	平 均	医療給付費分	108,991 円	92,276 円	103,251 円	101,283 円	
		後期高齢者支援金分	32,839 円	27,918 円	35,841 円	35,158 円	
		介護給付金分	31,413 円	26,019 円	27,437 円	27,374 円	
1 人 当たり	平 均	医療給付費分	64,137 円	54,386 円	61,858 円	62,011 円	
		後期高齢者支援金分	19,324 円	16,454 円	21,472 円	21,526 円	
		介護給付金分	25,559 円	21,364 円	22,798 円	22,927 円	

※年度末数値

(3) 保険税収納率

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計	71.62%	72.37%	71.65%	70.60%	73.32%	73.77%
現年度分	90.59	90.45%	90.27%	90.87%	91.69%	92.18%
滞納繰越分	16.93	16.57%	14.56%	14.64%	15.53%	15.99%

(4) 保健事業

ア 特定健康診査及び特定保健指導

- (ア) 対象者 今年度 40 歳から 75 歳未満の被保険者
今年度 30 歳、35 歳の節目年齢になる被保険者(市単独事業)

(イ) 内容

・特定健診の検査項目

(法定項目)

問診、診察、身体測定、血圧測定、尿検査(尿糖、尿蛋白)、脂質検査(中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール)、肝機能検査(AST、ALT、 γ -GT)、血糖検査(ヘモグロビン A1c)

(市独自追加項目)

心電図、貧血検査、空腹時血糖、尿酸、クレアチニン、白血球、血小板、尿潜血

・特定保健指導

特定健診や人間ドックの結果から対象者を選定し、生活習慣病の予防に重点を置いた、個別や集団の保健指導を実施し、健康的な生活を送ることが出来るよう支援します。

(ウ) 平成 29 年度実績(速報値)

特定健康診査	対象者数	受診者数	実施率
	35,696 人	15,998 人	44.8%

特定保健指導	区分	対象者数	発生率	実施数 (初回面接 利用者数)	実施率 (初回面接 利用率)
	動機付け支援	1,047 人	7.8%	639 人	61.0%
	積極的支援	324 人	2.1%	194 人	59.8%

(エ) 第二期松本市国民健康保険特定健康診査等実施計画(25 年度～29 年度)の目標値

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
特定健康診査	51%	53%	55%	57%	60%
特定保健指導	40%	45%	50%	55%	60%

イ 人間ドック受診補助

- (ア) 対象者 今年度 35 歳から 75 歳未満の被保険者

(イ) 助成額

- ・人間ドック 日帰り 15,000 円 1泊2日 20,000 円
- ・脳ドック 人間ドックの追加検査として行う脳ドック又は簡易脳ドック 10,000 円
血液検査等の基本検査を含む脳ドック 15,000 円

ウ 糖尿病性腎症重症化予防事業

平成 27 年度から 2 型糖尿病性腎症で治療中の人工透析導入前の国民健康保険被保険者に対し、重症化を予防することでその QOL を維持すると共に、医療費の適正化を図ることを目的として保健事業を開始しました。

医療機関と連携し、薬局薬剤師が直接、糖尿病性腎症患者への指導を行うもので、服薬指導・栄養指導・運動指導等の生活習慣や自己管理について 6 カ月間支援するものです。

平成 29 年度実績 重症化予防プログラム実施者 10 人

エ 後発医薬品利用差額通知

平成 25 年度から生活習慣病や慢性疾患への効果を持つ医薬品を対象に、処方された先発医薬品と後発医薬品との利用差額通知を実施しています。被保険者に後発医薬品を使用した場合の自己負担額の減額効果を通知することで、負担軽減に役立てるとともに保険給付費の縮減による医療費の適正化を図っています。

平成 29 年度実績 発送件数 6,781 件

16 後期高齢者医療制度

(1) 概要

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を対象とする医療制度です。都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合が主体となって市町村と事務分担しながら運営を行います。

- ・事業開始 平成 20 年 4 月 1 日
- ・被保険者数 35,078 人(30 年 3 月 31 日現在)
- ・一部負担金の割合 一般 1 割
現役並み所得者 3 割
- ・その他の保険給付 葬祭費 50,000 円
- ・保険税・料の別 保険料
- ・普通徴収納期回数 9 回 特別徴収納回数 6 回

(2) 保健事業

ア 後期高齢者健康診査

(ア) 対象者 松本市に住民登録している長野県後期高齢者医療被保険者

(イ) 検査項目

(法定項目)

問診、診察、身体測定、血圧測定、尿検査（尿糖、尿蛋白）、脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）、肝機能検査（AST、ALT、 γ -GT）、血糖検査（ヘモグロビン A1c）

(市独自追加項目)

心電図、貧血検査、空腹時血糖、尿酸、クレアチニン、白血球、血小板、尿潜血

(ウ) 平成 29 年度実績

健 康 診 査	対象者数	受診者数	実施率
	34,501 人	16,629 人	48.2%

イ 人間ドック受診補助

(ア) 松本市に住民登録している長野県後期高齢者医療被保険者

(イ) 助成額

- ・人間ドック 日帰り 15,000 円 1 泊 2 日 20,000 円
- ・脳ドック 人間ドックの追加検査として行う脳ドック又は簡易脳ドック 10,000 円
血液検査等の基本検査を含む脳ドック 15,000 円

17 松本市小児科・内科夜間急病センター

市民が安心して安全に医療を受けることができる初期救急医療体制の整備及び子育て支援の充実を図るとともに、二次救急病院の負担を軽減し、本来の二次救急医療に専念できる体制の整備を図る目的で設置され、以来、松本市医師会をはじめとする関係機関の協力を得て順調に運営されています。

(1) 施設の概要

区 分	内 容
住 所	松本市城西 2-5-22
開 設 年 月 日	平成 17 年 4 月 1 日
開 設 者	松本市長
管 理 者	松本市医師会長
診 療 科 目	小児科・内科
診 療 日	365 日（年中無休）
診 療 時 間	午後 7 時～午後 11 時
職 員 体 制	医師 2（小児科・内科各 1） 薬剤師 1 看護師 2 医療事務 2 事務員 1 合計 8 名
主 な 設 備	血圧計・聴診器・耳鏡・眼底鏡・滅菌器・ネブライザー・吸引器・多項目血球計算装置・血液化学検査・心電図・超音波装置・X 線透視装置・自動現像器・顕微鏡・遠心器・酸素発生装置・パルスオキシメーター・除細動器・気管内挿管器具 他

(2) 29 年度利用人員

診 療 科 目	利 用 者 数	構 成 比	1 日 平 均 数
小児科（0～15 歳）	5,743 人	62.5%	15.7 人
内 科（16 歳以上）	3,444 人	37.5%	9.4 人
合 計	9,187 人（男 4,660 人・女 4,527 人）	100%	25.1 人

18 診療所管理運営

地区住民が安心して安全に医療を受けることができる地域医療体制を確保するため四賀、安曇及び奈川地区において診療所を運営しています。

(1) 各診療所の概要

区分	錦部 歯科診療所	大野川 診療所	沢渡 診療所	稲核 診療所	島々 診療所	奈川 診療所
設置年月日	昭和 58 年 2 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日 ※1	昭和 61 年 6 月 1 日	昭和 24 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日 ※2	昭和 28 年 1 月 10 日
診療科目	歯科	内科・歯科	内科	内科	内科・歯科	内科・外科 歯科

区分	錦部 歯科診療所	大野川 診療所	沢渡 診療所	稲核 診療所	島々 診療所	奈川 診療所
診療日 及び診療時間	火・金 9:30～17:00	(内科) 月 13:30～15:30 水・金 9:00～11:30 (歯科) 月・金 9:00～16:30 水 9:00～12:00	水 14:00～15:30	月 9:00～11:00 金 14:00～15:30	(内科) 火 9:00～12:00 木 9:00～15:30 (歯科) 火・木 9:00～16:00	(内科・外科) 月・火・木・金 8:30～17:15 (歯科) 月・火・木 9:00～17:15
職員 体制	信大歯科医師 歯科助手	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 信大歯科医師 市立病院医師 看護師 歯科衛生士 事務員

※1 大野川診療所（S45.12.19開設）と大野川歯科診療所（S60.4.1開設）を統合し、新規開設したもの

※2 H24.4.1開設の診療所を移転し、新規開設したもの

(2) 29年度利用人員

区 分	錦部歯科 診療所	大野川診療所		沢 渡 診療所	稲 核 診療所	島々診療所		奈川診療所	
		内科	歯科			内科	歯科	内・外科	歯科
利用者数	708	1,601	1,116	233	443	1,854	357	3,924	674
1日平均数	7.4	11.4	12.0	5.1	4.8	18.5	3.6	19.2	4.6
診療日数	96	141	93	46	93	100	100	204	147

19 救急医療

松本市医師会・歯科医師会及び薬剤師会の協力体制のもと、1年365日平日・休日夜間及び休日昼間、市民が安心して安全に医療を受けることができるよう、初期救急として在宅当番医体制と、二次救急として病院群輪番制を実施しています。（松本広域圏9病院、うち市内8病院）

○休日及び夜間における救急医療体制(平成29年度)

(1) 松本市医師会

(単位:千円)

区分	実 施 内 容			事業費	
初期 救急 医療	休日(75日)	昼間	各科7～8院	2,800	14,852 (委託料)
		夜間	内科・外科・小児科各1～3院		
	平日(290日)	夜間	内科・外科・小児科各1～3院	8,216	
	土曜(49日)	午後	内科・外科・小児科各1～3院	686	
	看護師手当助成			3,150	

区分	実施内容			事業費	
二次救急医療	休日(75日)	昼間	内科・外科・小児科各1~3院	10,773	94,544 (補助金)
		夜間	内科・外科・小児科各1~3院	11,542.5	
	平日(290日)	夜間	内科・外科・小児科各1~3院	47,722.5	
	土曜(49日)	午後	内科・外科・小児科各1~2院	5,610	
	空床確保(7院)			2,380	
	他科待機(耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科各1院)			2,847	
	安曇野市分			13,669	
(小計)				109,396	
医師損害賠償責任保険				806	
(合計)				110,202	

(2) 松本市歯科医師会 (単位:千円)

実施内容	事業費(補助金)	
休日緊急歯科診療	2,520	4,475
休日昼間(歯科医師会館75日)		
口腔衛生センター歯科衛生指導	1,755	
歯の衛生週間	200	

(3) 松本薬剤師会 (単位:千円)

実施内容	事業費(補助金)	
休日当番薬局(休日75日)	630	1,261
夜間当番薬局(平日夜間290日)	503	
波田地区当番薬局(第一土曜・第三日曜等34日)	128	

(4) 子育て支援講座

ア 平成23年度から、夜間急病センタースタッフである小児科医師、看護師、薬剤師や市の栄養士が講師となり、子どもが急病になったときの対処方法、予防接種、服薬指導、栄養指導等をテーマに「子どもの急病・子育て支援講座」を開催しています。29年度は、4回連続の講座を実施しました。

イ 夜間急病センター看護師が講師を務め、「子どもが急病になったときの対応法」「上手な病院のかかり方」等について具体例に基づいて講義し、日常的な乳幼児の初期医療に関する周知啓発を図っています。29年度は、市内児童センターなど3会場で実施しました。

(5) 小児科医による出前講座

松本市医師会所属の小児科医師が講師を務め、市内の保育園等を会場に「子どもが急病になったときの夜間急病施設の受診方法」、「急病時の対応」、「予防接種」等について、応急手当の手引「お子さんが急病になったとき」を教材に講義し、子どもの初期医療に関する周知啓発を図るとともに、二次救急病院の負担軽減を図っています。29年度は、5会場で実施しました。

20 災害医療

(1) 目的

地震等の大規模災害発生時に、防災・保健・医療・福祉に係る諸団体が、効率的に連携を図

りながら、迅速・円滑な医療救護活動を実施するための体制整備を図っています。

(2) 医療救護訓練

ア 松本市総合防災訓練の一環として、災害時医療救護活動マニュアルに基づく訓練を実施し、マニュアルの実効性を高めるための検証を行っています。

イ 本部医務班の設置とともに、臨時医療救護所を2か所開設し、市民の参加を得て実践的な訓練を実施しています。

ウ トリアージを中心とした急性期の訓練に、災害弱者対策に重点が置かれる亜急性期の訓練を加えて実施します。

(3) 地震等の大規模災害発生時における医療救護所設置場所一覧

	救護所設置場所	所在地 電話番号		救護所設置場所	所在地 電話番号
1	まつもと市民芸術館	深志 3-10-1 33-3800	13	菅野中学校	笹賀 3475 58-2056
2	清水中学校	清水 2-7-12 32-2078	14	筑摩野中学校	村井町北 2-11-1 58-2071
3	Mウィング	中央 1-18-1 32-1132	15	明善中学校	寿豊丘 812-1 86-0044
4	松本市小児科・内科 夜間急病センター	城西 2-5-22 38-0622	16	山辺中学校	里山辺 3326 32-0267
5	旭町中学校	旭 3-7-1 32-2048	17	今井小学校	今井 1616 59-2003
6	田川小学校	渚 1-5-34 26-1377	18	女鳥羽中学校	原 1085-2 46-0285
7	鎌田中学校	鎌田 2-3-56 25-1088	19	四賀の里クリニック	会田 1535-1 64-2027
8	信明中学校	石芝 3-3-20 25-3848	20	安曇小・中学校	安曇 964 94-2234
9	ゆめひろば庄内	出川 1-5-9 24-1811	21	奈川文化センター 夢の森	奈川 3301 79-2304
10	松島中学校	島内 3986 40-1367	22	梓川中学校	梓川梓 800-2 78-2024
11	中山小学校	中山 3517 58-5823	23	波田中学校	波田 10145-1 92-2034
12	高綱中学校	島立 4416 47-3929	各救護所には、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、事務職員が配置されます。		

21 松本地域出産・子育て安心ネットワーク

(1) 目的

安心・安全に出産ができる産科医療体制を確保するため、松本地域では、平成 20 年から松本保健福祉事務所、松本医療圏構成市村、医療団体及び医療機関が連携して、「松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会」を設立し、分娩従事医師の負担軽減を図る等の事業を実施しています。

(2) 事業内容

- ア 分娩医療機関と健診協力医療機関の役割分担と連携体制の構築
- イ 両医療機関で利用する共通診療ノートの作成及び配布
- ウ 連携強化病院従事医師への研究奨励金の支給
- エ 地域住民への広報活動

(3) 成果

- ア 医療機関の役割分担の推進により、妊娠初期に分娩医療機関を利用する妊婦は減少し、分娩医療機関の医師等の負担軽減が図られています。
- イ 平成 29 年度は、県地域発元気づくり支援金を活用し、地域住民の理解と協力を得るための公開講座の開催や薬局等に設置する広報カードを作成しました。
- ウ 安心して出産・子育てができる医療体制を推進していきます。

22 保健予防

(1) 予防接種の推進

- ア 平成 25 年 4 月から「おたふくかぜ」ワクチンの費用の一部補助を実施しています。
- イ 平成 26 年 4 月から「B型肝炎」ワクチン、10 月から「高齢者肺炎球菌」ワクチン（76 歳以上）の費用の一部補助を開始しました。
- ウ 平成 26 年 10 月から「水痘」ワクチンと「高齢者肺炎球菌」ワクチン（65 歳以上 5 歳ごと）の接種事業を定期接種として実施しました。（水痘の費用の一部補助は廃止しました。）
- エ 平成 28 年 10 月から「B型肝炎」ワクチンの接種事業を定期接種として実施しました。
- オ 平成 29 年 4 月から「B型肝炎」ワクチンの費用一部助成の対象を 2 歳誕生日前日までから、未就学の乳幼児までに拡大しました。

(2) 献血推進事業(平成 29 年度実績)

- ア 全血献血 9,516 人 (400ml 9,246 人、200ml 270 人)
- イ 成分献血 9,844 人
- ウ 合計 19,360 人

(3) 三献運動の推進

- ア 献血・献眼・献腎の三献思想の高揚を図り、市民の理解と協力を得て運動を一層推進するため、平成 9 年 3 月 13 日に「三献運動推進都市宣言」をしました。
- イ 推進組織により、推進市民大会や街頭啓発活動など幅広い市民運動を展開しています。
- ウ 臓器提供意思表示カード付きリーフレットや啓発用ポケットティッシュの配布をしています。

(4) 新型インフルエンザ等の対策について

これまで新型インフルエンザ発生を想定し、新型インフルエンザ等対策行動計画、新型インフルエンザ等対策マニュアルを策定してきました。今後は松本広域圏における医療や予防接種の体制について、関係する 3 市 5 村及び松本保健所と協議するとともに、松本市新型インフルエンザ等対策委員会の意見を伺いながら検討します。

23 保健事業

(1) 第2期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」の推進

ア 目的

第2期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」の中間見直しに基づき、健康寿命の延伸を目指し、一次予防を重視した、市民一人ひとりの健康づくりを支援する施策を展開します。

イ 主要推進事業

(ア) がん検診5か年計画の推進

国の「がん検診推進事業」に基づき、ふしめ年齢該当者に子宮頸がん検診及び乳がんマンモグラフィ検診、更に市独自で50歳・60歳の市民に肺がんCT検診、40歳の市民に大腸がん検診、35歳の女性に乳がん超音波検診の無料クーポンを送付し、受診率向上に努めます。また、個別通知にて受診勧奨するとともに、年度途中で受診再勧奨を行うなど、受診率向上に努めます。

子育て中の市民が受診しやすいように、検診時の託児サービスを実施します。

(イ) 生活習慣病予防対策

a 食育の推進

平成30年度を初年度とする「第3期松本市食育推進計画」に基づき、市民一人ひとりが自主的に豊かな食習慣を育み、より実践しやすい食育の取組みを推進するために、「おいしく食べよう具だくさんみそ汁運動」及び「よくかむ30かみかみ運動～飲み込む前に後5回～」を取組みの柱として、これまでの「1日2食は3皿運動～1・2・3でバランスごはん」をより実践につなげるよう各部局と連携しながら事業を展開します。

b こどもの生活習慣改善事業

こどもの活動量の減少や食生活の実態を踏まえ、市内小中学校及び地域において保健指導プログラムを実施します。

c 働く世代の生活習慣病予防事業

働く世代の生活習慣病予防・こころの健康づくりを目的に、市内事業所等を対象に出前講座を実施します。

d 特定健康診査及び特定保健指導

国民健康保険加入者を対象に特定健康診査とその結果を踏まえた特定保健指導を、また、後期高齢者医療加入者を対象に後期高齢者健診を行います。特定健診の結果から、特定保健指導の対象者を選定し、生活習慣病の予防に重点をおいた個別の保健指導を実施し、健康的な生活を送ることができるように支援します。

e 受動喫煙防止対策事業

受動喫煙防止対策「タバコと向き合う松本スタイル～あたり前の禁煙へ～」として、引き続き、次の4つの基本施策に取り組みます。

(a) 周知・啓発の推進

(b) 家庭や職場等での受動喫煙の防止

(c) 青少年へのたばこの害に関する教育の強化

(d) 禁煙へ導く各種体制の充実

(ウ) エイズ・HIV 等性感染症予防啓発推進事業

エイズ・HIV 等の性感染症予防対策として「エイズ・HIV 等性感染症予防啓発推進協議会」を中心に、正しい知識の普及と啓発に取り組むとともに、協議会の「子どもの教育、施設受け入れ」専門部会において、性感染症予防啓発の個別課題について検討します。また、学校や地域における出前講座も開催し、「世界エイズデー」に合わせ、啓発用ティッシュ配布等の街頭キャンペーンを行い、一般の方等を対象に広く周知活動を実施します。

(エ) 介護予防の啓発

住民一人ひとりが介護予防に努め、介護予防活動へのきっかけを作ることを目的した、地区の健康課題に合わせた講座等を実施します。

(オ) 自殺予防対策事業

平成 29 年度に策定した「第 2 期松本市自殺予防対策推進計画」に基づき、松本市自殺予防対策推進協議会を中心に予防対策を包括的に推進します。さらに、自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」を中心に、市民の様々な相談に対応します。特に、小中学生を対象に、困った時に SOS が出せるための知識を身に着ける講座をモデル実施します。

(カ) 若いときからの認知症予防対策事業

若いときからの生活習慣の改善が将来の認知症予防に効果的であることを周知し、市民自らが進んで生活習慣の改善に取り組むきっかけづくりとして、ポイントに応じたインセンティブを付与することで、若い世代や健康無関心層に認知症予防についての気づきを促します。

(キ) 母子保健事業の推進

子どもを持ちたいと願う夫婦の経済的負担軽減のため、不妊治療及び不育症治療費の助成事業を実施しました。また、安心して出産、育児ができるよう、妊婦健診の助成、産後ケア事業、新生児訪問、乳幼児健診、育児学級、相談等を実施し、育児に不安を持つ親の支援をします。

さらに、平成 30 年 6 月から新たに母乳・育児相談事業を始めるなど支援を拡充しています。

また、母子保健コーディネーターを 1 名配置し、子ども部の子育てコンシェルジュ、保育コンシェルジュと連携し、子ども・子育て安心ルームを運営しています。庁内外の関係機関と連携することにより、さらに切れ目のない支援の構築に努めます。

(ク) 身体活動維持向上事業

要介護の原因となる、転倒・骨折などを含めたロコモティブシンドロームの予防のため、40 歳以上市民に対し、運動機能の評価を行う「体力健診」を実施し、ロコモ予防の意識を高めると共に、身近な地域での体力づくりを継続できる仕組みづくりとして、「体力づくりサポーター」を育成し、活動を支援します。

また、歩くことによる健康づくりに取り組むためのきっかけを提供し、歩きの普及、定着を図るため、「市民歩こう運動」推進強化月間において、広報まつもとへの掲載等、各種啓発を行います。また、「歩き」のきっかけづくりと継続のために、体力づくりサポーターに対し、ウォーキングの基本講座を実施、地域住民の継続支援をおこないます。

(2) 保健センターの運営

市民の健康保持・増進を図るため、地域住民に密着した健康診査、健康教育、健康相談を行うとともに、住民の自主参加による保健活動の場として広く活用し、総合的な健康づくりの拠点としています。

(3) 平成30年度保健事業計画

種別	対象	実施内容	場所等	
両親学級 (ママとパパの教室)	妊婦とその夫 (またはパートナー)	妊娠中の健康管理、母性・父性の育成、調理実習、栄養指導、妊娠疑似体験、育児体験、松本市のサービス紹介	各保健センター	
母子健康手帳交付	妊婦	妊娠届出者に、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を記録する母子健康手帳を交付 同時に健康相談を実施。子育て応援プラン作成	健康づくり課 各保健センター	
妊婦一般健康診査	妊婦	基本健診14回、血液検査、子宮頸がん検診等の追加検査5回と超音波検査4回を公費負担	医療機関、助産所	
妊婦歯科検診	妊婦	問診、歯・歯内の検査、検診結果の説明、ブラッシング指導	指定医療機関	
妊産婦相談 家庭訪問	妊産婦	高年・若年・外国人・ハイリスク妊産婦に対する保健指導と育児支援	随時	
受動喫煙防止啓発	妊婦	マタニティタグ配布	健康づくり課 各保健センター	
新生児訪問	新生児と産婦	育児相談、身体測定、発達観察	第一子・低体重児全員及び希望者、病院連絡時	
乳児一般健康診査	生後3～11か月	医師診察、身体計測、栄養指導等	委託医療機関	
4か月児健診 10か月児健診	生後4か月 生後10か月	身体測定、医師の観察、発達観察、育児相談 栄養相談、歯科相談(10か月児) ブックスタート事業(10か月児)	各保健センター	
1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月の翌月 満3歳の翌月	身体測定、医師の観察、発達観察、育児相談 栄養相談、歯科診察、歯科相談、視力検査 視力検査(3歳児)、尿検査(3歳児)、絵本の読み聞かせ(3歳児)	各保健センター	
母子 二次健診・相談・教室	あゆみクリニック	乳幼児と親	南部・中央・北部保健センター	
	発達相談 (すくすく相談)		各保健センター	
	心理相談 (にこにこ相談)		南部・北部・中央保健センター	
	こころの相談		本人及び家族等	精神疾患を持つ子育て中の親や、産後うつ等が疑われる者及びその家族に対する、精神科医師による相談 南部保健センター
	育児支援教室 (どんぐり教室)		支援の必要な乳児とその親	タッチケア・身体計測・健康相談・栄養相談・仲間づくり 各保健センター
育児学級	離乳食教室 (初期)	乳幼児の親	離乳食初期の基本と作り方、10倍がゆの試食、スプーンの使い方、児の発達について 各保健センター	
	離乳食教室 (中期)		離乳食中期の基本と作り方、7倍がゆなどの試食、スプーンの使い方、口腔ケア、児の発達について 各保健センター	
	1歳児教室		児の発達、食生活、むし歯予防、親子体操 各保健センター	
	子育て出前講座		児の発達、食生活、むし歯予防、親子体操などの出前講座 市内つどいの広場等	
多胎児交流会	乳幼児と親	多胎の妊婦、多胎児の保護者・子ども同士の交流、情報交換 筑摩こどもプラザ		
母子 育児相談	乳幼児と親	育児に関する相談、身体測定、発達観察等 各保健センター		
母子 むし歯予防	乳幼児	1 歯科管理登録による健診・指導 2 保育園・幼稚園集団指導 歯科医師会館 保育園・幼稚園		
母子 不妊治療助成事業	不妊治療を受けた夫婦	不妊治療にかかった医療費の自己負担分に対して3分の2、30万円を上限として助成金を交付 1年度内1回の申請 通算5回まで 県補助対象者に補完あり 健康づくり課 各保健センター		

種別	対象	実施内容	場所等		
母子	不育症治療助成事業	不育症治療を受けた夫婦	不育症治療にかかった医療費の自己負担分に対して3分の2、30万円を上限として助成金を交付 1治療につき1回の申請 通算5回まで	健康づくり課	
	育児ママヘルプサービス事業	育児協力のない等により育児が困難な母	助産師を家庭に派遣して育児相談等の育児支援を実施	申請者の家庭	
	産後ケア事業	家族等から育児支援が受けられない、育児不安が強い等支援が必要な母	産褥入院・産後デイケア利用料の8割（上限有）を市が負担 乳房管理、沐浴・授乳指導、母体の管理等 母乳・育児相談利用助成券の交付1,000円×3枚	医療機関 助産所	
	母子保健コーディネーター配置事業	妊婦・産婦・乳幼児	庁内外関係機関との連携 子育て応援プラン・支援プラン作成 子どもプラザでの子育て相談等	健康づくり課 こどもプラザ	
成人・高齢者	がん検診	肺がんCT検診	40歳以上 (3年に1回)	CT撮影	各地区 医師会医療センター
		肺がん・結核検診	40歳以上	胸部X線撮影、希望者に喀痰細胞検査	各地区 医師会医療センター 指定医療機関
		胃がん検診	30歳以上	胃部X線撮影	各地区 医師会医療センター
		大腸がん検診	30歳以上	便潜血検査（2日法）	各地区 医師会医療センター 指定医療機関
		乳がん検診	30歳以上の女性	超音波撮影（医療機関では+視触診）	各地区 医師会医療センター 指定医療機関
			40歳以上女性	マンモグラフィ（医療機関では+視触診）	各地区 医師会医療センター 指定医療機関
		子宮がん検診	20歳以上の女性 (HPV検査は30歳以上希望者)	問診、内診、頸部（体部）細胞診 希望者はHPV検査	各地区 指定医療機関
	前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液（PSA）検査	医師会医療センター 特定健診受診時実施	
	緑内障検診	40歳以上	眼圧検査、眼底検査、前房深度検査	指定医療機関	
	肝炎ウイルス健診	40歳 41歳以上で今までに1度も検査を受けたことのない方	血液検査（B型・C型肝炎ウイルス）	医師会医療センター 特定健診受診時実施	
	骨粗しょう症健診	30歳以上	超音波検査	医師会医療センター 指定医療機関	
		40・45・50・55・60・65・70歳女性	X線検査又は超音波検査	指定医療機関 地区	
	胃がんリスク検診	40・45・50・55・60・65・70・75歳	血液検査（ヘリコバクター、ピロリ抗体の測定）	特定健診受診時実施 医師会医療センター 指定医療機関	
歯周疾患検診	30・40・50・60・70歳	問診、歯・歯肉の検査、検診結果の説明、ブラッシング指導	指定医療機関		
はたちのパノラマ健診	20歳	問診、歯・歯肉の検査、検診結果の説明、ブラッシング指導、パノラマレントゲン撮影、前歯部クリーニング	指定医療機関		
特定保健指導	特定健診受診者	特定健診結果によるメタボリックシンドローム予防に対する保健指導等	保健センター 対象者の家庭等		
訪問指導事業	生活習慣予防・介護予防・介護者支援・精神障害者・母子等の必要な人	家庭における療養、看護・栄養・リハビリ 歯科指導・育児相談支援及び家族への支援	対象者に応じて訪問		
健康教育	介護予防の啓発	一般市民	各地区の課題に合わせ、介護予防に関する知識や情報の発信を行い、地域での介護予防の啓発	各地区 福祉ひろば等	
	働く世代の生活習慣病予防事業	市内事業所等就業者	食生活や運動を含めた生活習慣やこころの健康の保持増進のための出前講座	市内事業所等	
	食生活改善推進員養成教室	一般市民	自分の食生活を見直し地域へと広げる食生活改善推進員を養成する健康教室	保健センター等	

	種別	対象	実施内容	場所等
健康教育	食生活改善栄養指導教室	健康づくり推進員 一般市民	生活習慣病予防のための講話と調理実習 食生活改善推進員と一緒に実施	全地区
	禁煙相談	禁煙希望者	禁煙に必要な個別指導・支援	各保健センター
	こどもの生活習慣改善事業	乳幼児期から中学生までその保護者	こどもの体力向上や食習慣の改善等保健指導プログラムの実施	市内小中学校及び各地区
	歯の健康教室	健康づくり推進員 一般市民	歯周疾患と全身疾患の関連性についての講話	各地区
その他の保健指導事業	若いときからの認知症予防対策事業	20歳以上の市民及び在勤者	認知症と関連の深い生活習慣病と健康習慣の定着化を図るため、認知症予防チャレンジプログラムを実施	全市、協賛企業
	身体活動維持向上事業	一般市民 (体力健診は概ね40歳以上)	ロコモティブシンドロームの周知啓発のため「体力健診」の実施 運動継続を支援する「体力づくりサポーター」の育成 歩くことによる健康づくりの普及、定着を図るための「市民歩こう運動推進」	全地区
	家庭訪問	一般市民	成人健診、乳幼児健診の事後指導、乳幼児の育児指導、高齢者及び精神の保健指導等	必要時訪問
	健康相談	一般市民	面接及び電話による健康相談 健康に関する事、育児、介護等の相談及び支援	各保健センター 各支所、出張所 福祉ひろば等
	まちかど健康相談	一般市民	健康、栄養、たばこ等に関する相談 生活習慣病及び認知症予防等の啓発、健康チェック測定の実施、健（検）診の受診勧奨	市内随所
	自殺予防専用相談 いのちのきずな松本	一般市民	自殺予防、こころの健康に関する相談	東庁舎4階
	地域組織の育成	健康づくり推進員	健康づくり推進員	自らの健康知識の向上と、地域住民の健康保持増進のために活動する健康づくり推進員の育成
食生活改善推進員		食生活改善推進員	生活習慣病予防、健康増進、食育推進のため地域で活動する食生活改善推進員の育成	全地区 保健センター
体力づくりサポーター		体力づくりサポーター	身近な場所で体力づくりを中心に自主活動を継続できるサポーターを育成	全地区

24 地域福祉事業

(1) 地区福祉ひろば管理運営事業

地区福祉ひろばは、福祉を中心とした地域づくりの拠点として、共に支え合う地域社会の実現に向け、健康・福祉・生きがいを進めています。

ア 地区福祉ひろば整備事業

(ア) 整備状況

平成7年度から順次、35地区すべてに整備を行い、平成20年度に本郷地区には2館目を整備しました。

〈施設内容〉

総面積	教養娯楽室	事務室	トイレ・廊下	併設施設
135～155 m ²	100 m ²	約20 m ²	15～35 m ²	公民館・デイサービスセンター等

(イ) 2館目の条件

地区内の人口・高齢者人口ともに市内全地区平均の2倍以上の地区については、面積等の条件を定め2館目の施設整備又は可能な範囲での増築を検討することとしています。

(ウ) 今後の整備

公民館等と併設している施設は、併設施設の大規模改修に併せて改修することとし、公民館等と併設していない施設は、公民館等の改築等時に、公共施設再配置計画を踏まえ、公民館等との併設を検討することとします。

イ 地区福祉ひろば管理運営

(ア) 運営体制

地区福祉ひろば事業は、地区住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会に委託をして運営しています。

・平成29年度地区福祉ひろば利用実績 延べ273,612人

(イ) 地域づくりセンターとの連携

地域づくりセンター体制の中で、福祉課題を通じた地域づくりを、地域づくりセンター、地区公民館と一体となって進めるため、平成25年から順次、各地区福祉ひろばに専任コーディネーターを配置し、連携を強化しています。

(ウ) 送迎ボランティア活動費補助事業

地区福祉ひろばの利用者を送迎する地域のボランティア組織に対し、その保険料を補助しています。

・平成29年度実施地区数 17地区

ウ 地区福祉ひろば利用拡大事業

「健康寿命延伸都市・松本」プロジェクト（企業連携）において、松本山雅FC元気育成・健康増進プログラム（スマイル山雅健康教室）を実施し、参加者の健康増進及び松本山雅FCの知名度を活かし、福祉ひろば利用者の拡大を図っています。

松本山雅FC 元気育成・健康増進プログラム 12地区

エ 事業効果及び課題

(ア) 交流機会の拡大、生きがいがづくり、閉じこもり・介護予防のための場づくりが進んでいます。

(イ) 福祉は住民自らがつくるという意識が醸成されつつあり、福祉を切り口とした地域づくりが推進されています。

(ウ) 一方では、利用者の固定化や男性の地域の居場所づくりが課題となっています。

(2) 地域福祉計画及び地域包括ケアシステムの推進

ア 地域福祉計画・地域福祉活動計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉を総合的に推進することを目的として市町村が策定する計画です。

平成28年度から32年度までを計画期間とする第3期計画を策定しました。

第3期計画は、松本市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定し、地域住民が主体となった地域福祉推進の取組みを、市と社会福祉協議会が支えていくことを目的としています。

イ 住民主体の支え合い体制づくり（地域包括ケアシステム推進）

地域における高齢者の介護予防と生活支援体制を構築するため、第二、岡田、四賀地区の3地区で取り組んだ地域包括ケアシステム推進事業での検証等を経て作成した支援ガイドを活用する

などして、各地区で地区支援企画会議等を中心に住民と協働で住民主体の支え合い体制づくりを進めます。

ウ 地域福祉活動推進事業交付金等

(ア) 経過

地域福祉活動を推進し、担い手の育成等を図ることを目的に、これまでの「民間福祉団体等事業補助金」制度では補助の対象とならない地域福祉活動を財政支援するため、「地域福祉活動推進事業交付金等」制度を平成 30 年 4 月に創設しました。

(イ) 概要

事業名		限度額	内容		
【交付金】	支え合い活動事業	健康づくり・居場所づくり事業	5 万円	健康づくり、身体機能の回復、閉じこもりがちな住民等が外出して集うための居場所づくり等に関する事業	
		外出支援事業	10 万円	買い物や通院等の外出支援に関する事業	
		家事支援事業	5 万円	掃除、洗濯、調理、庭木の手入れ等自宅での日常生活における家事支援に関する事業	
事業名		限度額	補助率	内容	
【補助金】	基盤整備事業	団体設立支援事業 (1 団体 1 回)	5 万円	10/10 以内	支え合い活動を行う団体が、当該団体を設立するために行う会議、研修、学習会等に要する経費
		居場所設備整備事業 (1 施設 1 回)	5 万円		支え合い活動を行うために、地域住民の居場所を整備する場合の備品購入等の経費
		居場所改修整備事業 (1 施設 1 回)	35 万円	3/4 以内	支え合い活動を行うために、地域住民の居場所として空き家などを改修する場合の改修費
		支え合い活動運営事業	5 万円	10/10 以内	支え合い活動を行う場所の利用料又は賃借料
		健康寿命延伸製品活用事業	30 万円	3/4 以内	健康寿命延伸製品を利用して支え合い活動を行う場合の当該製品に係る賃借料
	周知啓発事業	5 万円	10/10 以内	地域福祉活動の普及啓発に係る講師謝礼、チラシの印刷等に要する経費	

(3) 災害時要援護者支援プランの推進

ア 趣旨

災害時に避難が困難となる障害者や高齢者等の要援護者を支援するため、日常から地域で見守る体制や、情報の共有、福祉事業者との連携体制を構築するものです。

イ 事業概要

(ア) 災害時等要援護者登録制度

手上げ及び同意方式により要援護者情報を市に登録し、その情報を地域に提供することで、日常からの助け合い体制と、それを通じた災害時における支援体制を構築します。

- ・平成 21 年 4 月から登録開始
- ・平成 30 年 4 月 1 日現在登録件数 9,040 人

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成

災害対策基本法の改正により、災害時のみに提供される避難行動要支援者名簿を作成します。
(重度障害者、要介護度3以上の高齢者、75歳以上の単身世帯を登載)

(ウ) 福祉事業者等との連携及び福祉避難所運営体制の構築

- ・平成24年度 市内1法人6施設と福祉避難所協定を締結
- ・平成25年度 市内1法人4施設と福祉避難所協定を締結
- ・平成28年度 (一社)福祉用具供給協会と福祉用具等物資供給等に関する協定を締結
- ・平成29年度 福祉避難所協定の拡大に向けて、市内の介護事業者等と協議、調整を実施
- ・平成30年度 市内25法人47事業所と福祉避難所協定を締結

(4) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

社会参加と健康度との関連性について研究している「日本老年学的評価研究(略称:JAGES)」プロジェクトに参加し、平成28年度に実施した「健康とくらしの調査」結果を活用し、地域での健康づくり活動に取り組みます。

ア 地区ごとの結果活用

地区支援企画会議等で調査結果を分析し、住民との地区課題の共有を促進し、住民主体の健康づくりに取り組みます。

イ 全市的な施策立案

「うつ」「もの忘れ」対策として「スポーツの会参加」を促す施策を立案するため、地区ごとの運動できる環境等について、庁内追加調査を実施しました。今後は、追加調査の結果を踏まえ、「スポーツの会参加」を促す施策の立案や取組みにつなげます。

25 民生委員・児童委員

(1) 役割

ア 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めます(民生委員法第1条)。

イ 民生委員は、児童委員に充てられたものとされます(児童福祉法第16条)。

ウ 主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣が指名します(同条)。

(2) 定数

537人(主任児童委員48人を含む。)

(3) 任期

3年(平成28年12月1日~平成31年11月30日)

26 社会福祉協議会

(1) 組織 全市民の世帯を会員として、35支会(地区)488分会(町会)で構成した地域福祉・在宅福祉を総合的に進める民間の福祉団体です。

(2) 目的 市民の誰もが安全・安心で生きいきと暮らすことのできる福祉のまちづくりの実

現をめざし、地域の福祉課題解決に計画的・組織的に取り組み、地域福祉の向上を図ることを目的としています。

(3) 会 費 世帯会費 300 円、団体・施設会費 2,000 円、特別会費 1 口 1,000 円、
(年額) 賛助会費 (法人) 1 口 10,000 円

(4) 30 年度予算 3,226,547 千円

(5) 各課の事業概要

<総務課>

ア 組織運営

- ・組織運営に係る会務 (理事会・評議員会・監査の実施、規程の改廃等)
- ・人事管理、労務管理、財務管理

イ 児童センター運営事業

- ・児童センター (18 館) ・放課後児童クラブ (2 館) の管理運営
- ・児童館・放課後児童クラブ事業の実施

<地域福祉課>

ア 地域福祉事業

イ ボランティアセンター事業

ウ 生活支援事業

エ 有償ホームヘルプサービス事業

オ 福祉団体の活動支援

<在宅福祉課>

ア 介護保険関連事業、障害者総合支援法関連事業

- ・居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問入浴介護事業、指定相談支援事業

イ 受託事業

- ・地域包括支援センター (南部、南西部)
- ・身体障害者等訪問入浴サービス事業、要介護認定調査事業

<施設障害福祉課>

ア 指定管理施設の管理運営

- ・総合社会福祉センター、心身障害児通園施設しいのみ学園、心身障害者福祉センター、南部老人福祉センター
- ・障害者就労継続支援 B 型事業所 4 施設 (希望の家・岡田希望の家・南ふれあいホーム・北ふれあいホーム)

イ 施設の経営

- ・障害者共同生活援助事業所 (グループホーム井川城)

<西部地区センター>

ア 地域福祉事業

イ 介護保険関連事業、障害者総合支援法関連事業

- ・居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業、通所型サービス事業

ウ 指定管理施設の管理運営

- ・奈川社会就労センター
- ・障害者就労継続支援 B 型事業所 (就労センター・はた)

・梓川福祉センター、奈川ふれあいの家・ほのぼの広場

エ 受託事業、補助事業

・地域包括支援センター（西部）

・高齢者等配食サービス事業、過疎地有償運送サービス事業、軽度生活援助事業

<四賀地区センター>

ア 地域福祉事業

イ 介護保険関連事業、障害者総合支援法関連事業

・居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業、通所型サービス事業

ウ 受託事業、補助事業

・高齢者等配食サービス事業、過疎地有償運送サービス事業、軽度生活援助事業

<北部地区センター>

ア 地域福祉事業

イ 介護保険関連事業、障害者総合支援法関連事業

・居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業、通所型サービス事業

ウ 受託事業

・北部福祉複合施設管理運営

<成年後見支援センターかけはし>

ア 権利擁護・成年後見に関する相談支援事業